

令和3年9月29日

保護者様

船橋市立法典小学校
校長

台風16号への対応について

日頃より本校の学校教育活動につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、報道されているとおり、台風16号が本州の南方を北上しております。これに伴い9月30日から10月1日にかけて荒天が予報されています。

つきましては、本校では児童の安全を確保するために、下記のように対応することとしました。保護者の皆様におかれましては、よくお読みいただきご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 午前7時の時点で警報が発表されている場合は臨時休業とします。この場合、学校メールの配信は行いません。当日午前6時の時点で、船橋市または千葉県北西部の気象庁予報で警報が発表されている場合は自宅待機をし、7時の時点での確認をお願いします。
- 2 午前7時の時点で警報が発表されていない場合は通常通りの登校とします。ただし、家庭内で安全を考慮し、登校時間を遅らせる等の判断をした場合には、遅刻扱いとはいたしません。
- 3 児童の登校後に警報が発表された場合は授業を切り上げ、できるだけ早く給食を提供したのち、職員が見送って一斉下校する予定です。詳しい時間等はメールにてお知らせします。この場合放課後ルームは開設されますが、放課後子供教室は閉所となります。
*気象庁によると、警報が発表されてから警報の状態になるまでには、3時間から6時間ほどの猶予をみているとのことです。
*これは現段階での予定です。当日の状況によっては引き渡しをお願いするなどの変更をすることもあります。その際にもメール等でお知らせします。お忙しいところ申し訳ありませんが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

●気象警報の確認方法

- ・気象情報については、テレビ等のメディア、スマートフォン等の携帯電話、インターネットでご確認ください（学校からのメール配信はありません）。

*次の方法で、情報を確認することもできます。

- ・ふなばし情報メール (funabashi-joho@sg-m.jp) に直接空メールを送信し登録する。
- ・船橋市公式アプリ「ふなっぷ」を船橋市ホームページからダウンロードし、防災サイトにアクセスする。

●給食について

- ・臨時休業になった場合は、給食費の返金はいたしません。
- ・交通機関の停止などの影響で食材が届かない場合は、献立と内容が変更となることもあります。